

○4番（諏訪一則議員） 4番諏訪一則でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従い質問いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策について、1点お伺いいたします。

現在、指定感染症に関する権限は、保健所を設置する自治体にしかありません。当市は県に属し、私たち県北地域に住む者にとっては、どうしても隣接市の病院にお世話にならざるを得ない事案であります。

新型コロナウイルス感染症情報については、感染事例の情報の提供について、県との情報連携をどのように図ったか。また、今後の指定感染症に関する県との連携についてもお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の搬送に備えた感染防止対策の強化についてお伺いいたします。

現在、報道では、第2波の高まりの中、まだ上昇に転ずるおそれがあると言われており、茨城県においても新型コロナウイルス感染症が日に日に増えております。そのような中、1番心配している問題は、救急業務と新型コロナウイルス感染症患者の搬送体制にあります。救急業務と新型コロナウイルス感染症患者との関わりは大きな問題があり、新型コロナウイルス感染症については、「感染症法」の準用がなされ、特に、救急業務では、都道府県知事が入院を勧告した患者を医療機関までの新型コロナウイルス感染者の搬送を行う業務があります。

そのような中、当市においては、新型コロナウイルス感染症患者の搬送に備えた感染防止対策の資材強化などはどのようになっているのか、3点伺います。

まず1点目として、新型コロナウイルスに対する救急隊の感染防止資機材の備蓄状況についてお伺いいたします。

2点目として、救急要請時に、新型コロナ感染症の患者、または新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者であることが判明した場合の対応の具体的搬送手順はどのようになっているのか、お伺いいたします。

3点目として、新型コロナウイルス感染症患者の搬送の中心となる救急隊員、対応に当たった救急隊員の健康管理及び救急車の消毒等なども徹底しなければなりません。そこで、新型コロナウイルス感染症患者の搬送に係る感染対策マニュアルが作成されているのか、お伺いいたします。

以上、2問、4点についてお伺いし、1回目の質問を終わりたいと思います。ご答弁のほどをよろしくお願いたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 新型コロナウイルス感染症の情報の提供について、県との情報連携をどのように図ったのか。また、今後の指定感染症に関する県との連携についてのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する情報につきましては、市内の感染者の有無にかかわらず、県疾病対策課よりPCR検査の結果、陽性となった者の情報提供がございます。

提供内容は、個人に係る情報ですので、プライバシー保護の観点から本人が特定されないことがないよう配慮された範囲の中で、年代、性別、住所地、職業、症状、経過、行動歴等となっております。

また、市内在住の方が、PCR検査の結果、陽性と判明した場合についてでございますが、こちらもプライバシー保護の観点から、本人が特定されないことがないよう配慮された範囲の中で、県からの情報に加え、管轄保健所であるひたちなか保健所から、必要に応じ、市が取るべき対応について情報提供がございます。

市におきましては、これらの情報を踏まえ、対策本部会議を開催し、情報共有を図り、今後の対応方針を決定しますとともに、市民の皆様には防災無線やホームページにおいて、正確な情報を周知しております。

なお、市では、新型コロナウイルス感染症への迅速かつ適切な対応を図るため、先月、ひたちなか保健所へ、PCR検査結果の迅速な情報提供について要望してきたところでございます。

さらに、今後の指定感染症に関する県との連携についてでございますが、管轄保健所であるひたちなか保健所と密に連携を図り、感染予防、感染拡大防止などの正確に必要な情報を迅速に得まして、市民の皆様には、いち早くお伝えできるよう努めてまいります。

○成井小太郎議長 消防長。

〔宇野智明消防長 登壇〕

○宇野智明消防長 新型コロナウイルス感染症患者の搬送に備えた感染防止対策の強化についての3点のご質問にお答えします。

1点目の救急隊の感染防止資機材の備蓄状況ですが、総務省消防庁から厚生労働省の感染症患者の移送の手引にあります標準感染予防策を徹底するよう示されており、保健所からも、この標準感染予防策を取っていれば、要請者に対する救急活動を実施しても、濃厚接触者には当たらないとの指導を受けているところです。

この標準感染予防策にある感染防止資機材は、感染防止手袋、ゴーグル、N95マスクとなっており、その他に、消毒用資機材として、消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム等がございます。

備蓄状況ですが、毎週日曜日に在庫状況をチェックし管理をしているところでございます。一時期、納品が滞りましたが、現在は回復してきており、これらの資機材が不足するという状況にはございません。

また、総務省消防庁から、定期的に感染防止資機材の不足に対する調査があり、各消防本部へ状況に応じた配布がされ、当市においても、年度当初にN95マスク、感染防止エタノール等の送付を受けております。

次に、2点目の救急隊が新型コロナウイルス感染の疑いがあると判断した場合の傷病者の搬送手順についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、「感染症法」上の指定感染症に定められており、患者の移送は、基本的に保健所が対応する業務とされております。そのため、119番通報時、または、救急隊

出動後に新型コロナウイルス感染症の疑いがあると救急隊が判断した場合には、保健所に連絡を取り、引き継ぐこととされております。

この際の傷病者の要件については、総務省消防庁は、発熱等の症状に加え、感染者と濃厚接触歴があるもの等とを示しています。

連絡を受けた保健所は、傷病者の状態から、医療機関の確保等の調整を行い、本来であれば、保健所職員が現場に出向き、対応することになりますが、現実的に、緊急に医療機関への移送が必要と判断される場合など、保健所が調整した医療機関への移送を救急隊に要請されることがあります。

また、保健所への連絡要件に当てはまらない傷病者については、通常の救急業務として対応することになりますが、発熱や呼吸困難感、強い倦怠感等を訴える傷病者で感染症の疑いがある場合には、かかりつけ病院や救急隊が選択した医療機関から収容を断られるケースが出てきます。

このように、医療機関との受入れ調整が難航した場合の対応としまして、茨城県が感染症指定医療機関、病院輪番制を定め、救急現場において、不応需医療機関が5件に達し、かつ救急現場滞在時間が30分以上経過した場合には、当番日の医療機関が受け入れる体制ができておりますので、その手順に従い搬送を実施いたします。

次に、3点目の新型コロナウイルス感染症患者の搬送に係る救急隊の感染対策マニュアルについてのご質問にお答えをいたします。

救急隊が活動する現場では、新型コロナウイルス感染症以外にも、インフルエンザウイルス等、多くの感染症に対応しなければなりません。また、感染症病原体は目に見えないため、救急隊が救急現場で感染症を特定することが不可能であり、全ての傷病者は、何らかの感染症病原体が未同定のため、危険という前提のもと、従前から感染防止対策を徹底した救急活動を行っております。

新型コロナウイルス感染症に対する活動についても、厚生労働省の感染症の患者の移送の手引による標準感染予防策の徹底と、総務省消防庁の救急隊感染対応マニュアルに沿った対応を実施しているところでございます。

具体的には、手洗いの徹底、手指消毒方法、感染防止マスク、手袋等の脱着方法、救急車両及び資機材の消毒方法等があります。

また、常陸太田市消防本部救急業務等感染症対応要綱を定めており、これらに沿った対応訓練を実施するなど、標準感染予防策を徹底しているところでございます。

職員の健康管理につきましても、毎日勤務者の体温測定とせきや倦怠感、その他の症状についてチェックを行い、さらに、新型コロナウイルス感染症疑いの救急搬送を実施した際には、対応した救急隊員の健康管理及び救急車、資機材等の消毒等について、保健所から指導を受ける体制を取っております。

○成井小太郎議長 諏訪議員。

〔4番 諏訪一則議員 質問者席へ〕

○4番（諏訪一則議員） ただいまご答弁いただき大変ありがとうございました。それでは、2

回目の質問をさせていただきます。

1 問目は理解いたしましたので、2 問目より、2 問ほどお聞きいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症の第2波の高止まりの中、まだ上昇に転じる恐れがあると言われていた現在、そして、第3波に備えて細心の注意を払っているところと思いますが、現在、新型コロナウイルス感染症の搬送の中心となっている救急隊員を守るためにも、感染防護衣とN95マスク、ゴーグルなどの備蓄はどの程度ほど準備されているのか、お伺いいたします。

○成井小太郎議長 消防長。

○宇野智明消防長 感染防止衣とN95マスク、ゴーグルなどの備蓄状況についてお答えをいたします。

本年1月から8月までの感染防止資機材の使用数を平均で見ますと、現在の在庫数を、仮に補充をしないと仮定しても、各資機材とも約1年分の在庫がございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況も見通せないことから、随時、他の救急資機材との兼ね合いも考慮し、十分な在庫が確保できるよう対応してまいります。

○成井小太郎議長 諏訪議員。

○4番（諏訪一則議員） ありがとうございます。理解いたしました。

次に、目に見えない敵と戦う救急隊員の安全を担保するためにも、放射性粉じん、感染病原菌や化学物質によって汚染された被害者を隔離して搬送することができる感染防止搬送用具、アイソレーター装置の準備はできているのか、お伺いいたします。

できていないのであれば、これから準備する予定があるか、併せてお伺いいたします。

○成井小太郎議長 消防長。

○宇野智明消防長 アイソレーターのご質問にお答えいたします。

アイソレーターは組立て式の患者搬送用カプセルで、カプセル内を常時陰圧に維持し、飛沫拡散を防止する装置ですが、新型コロナウイルス感染症での必須感染防止用資機材として総務省消防庁が示していないことから、導入には至っておりません。

当面は、感染者からの飛沫を防止する資機材としまして、搬送用ストレッチャー上の傷病者を覆うことができるカバーを全ての救急車に導入し、対応することとしております。

○成井小太郎議長 諏訪議員。

○4番（諏訪一則議員） ありがとうございます。理解いたしました。

新型コロナウイルス感染症の患者搬送を担っている救急隊員は、家族共々大変な心労のことと思います。市民を守るためにも、そして第一線で働く救急隊員の安全、そして健康管理に最大限の対策を講じて任務に従事できますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上をもちまして、私、諏訪一則の一般質問を終わらせていただきます。